

平成18年度

償却資産の
申告について

ている方が、その事業のため
に用いている構築物・機械・
工具・器具・備品などの固定
資産を償却資産といい、土地・
家屋と同じように固定資産税
が課税されます。

《対象となるもの》

(1) 耐用年数1年以上で取得価
額又は製作価額が20万円以
上の資産

(2) 法人にあつては、(1)の価額
未満であつても、固定資産
として計上している資産

※取得価額20万円未満の資産
で3年間で一括償却するも
のについては、申告の必要
はありません。

2. 申告方法

(1) 平成17年度に申告された方
：平成17年12月上旬までに
申告の案内等を送付します。

(2) 平成18年度初めて申告され
る方：申告書等の送付先を
下記までご連絡ください。
申告書等を送付します。

3. 申告期限

平成18年度の償却資産の申
告期限は平成18年1月31日
ですが、事務処理の都合上1月
16日(月)までに申告くださ
るようご協力をお願いします。

4. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店な
どを経営している方や、駐車
場やアパートなどを貸し付け

(7) 割賦購入資産で割賦金の完
済していない資産であつても
すでに事業の用に供してい
る資産

(8) 遊休資産、未稼働資産であ
つても、1月1日現在にお
いて事業の用に供すること
ができる状態にある資産

(9) 社宅用・宿舍用・寮用の償
却資産で減価償却できる資
産

(10) 償却資産の価値を増加させ
るための費用は、改良費と
して本体とは別に申告して
ください。

(11) テナントが取り付けた建物
附属設備についてビルなど
を借り受けて事業をされて
いる方が、ご自分の費用で
内装、電気、給排水、ガス、
空調設備などを施されてい
る場合は、それらの資産に
ついてテナントから償却資
産として申告してください。

《対象とならないもの》

(1) 自動車税の課税対象となる
自動車、軽自動車税の課税
対象となる原動機付自転車、
軽自動車、小型特殊自動車
及び二輪の小型自動車(工
場構内などで使用する無登
録自動車を含む。)

(2) 馬、牛、果樹、その他の生
物(鑑賞用植物は除く。)



土佐和紙工芸村
くららぶの定休日

11月～3月また6月の毎週
水曜日をホテル・レストラン・
クアハウス・売店の定休日と
します。4月、5月については、
定休日はありません。
※水曜日が祝祭日の場合は通
常どおり営業します。

定休日

平成18年1月
11日・18日・25日
平成18年2月
1日・8日・15日・22日
平成18年3月
1日・8日・15日・22日・29日

4月から児童家庭相談
受け付けています

児童福祉法の改正により、
今年4月から、いの町で子ど
もに関する相談や通告を受け
付ける事ができる様になつて
います。4月からは、住民に
身近な市町村として相談、通
告を受け付けています。

相談・通告窓口

(すこやかセンター伊野内)

福祉課 電話 893-3810

主な相談内容

子育てについて
・ 子どものしつけや子育てで
迷ったり、悩んだりしている。
・ 子どもの性格や行動などで
不安を感じている。

擁護について

・ 親の死亡、家出、離婚、出
産などで養育が難しい。
・ 親が病気で子どもの面倒を
みられない。

・ ひとり親で子どもの世話を
しながら働くのが困難。

虐待について

・ 虐待を受けている子どもが
いる。
・ 虐待かどうか気になつてい
る子どもがいる。

非行について

・ 盗み、怠学、家出、夜遊び、
シンナー遊び、性非行など
の子どもの行動に悩んでいる。

※お気軽にご相談ください。